

学校運営協議会委員とは？

意見が言える
人って誰？



- 学校運営協議会の3つの役割（入門No3）について意見が言えるのは、学校運営協議会委員の人たちです。
- ・具体的な任免の手続きや任期は、教育委員会規則で定め、教育委員会が任命します。
委員は、一定の権限を持つことから、特別職非常勤の地方公務員として任命されます。また、学校運営協議会委員のその性質上、守秘義務等についても教育委員会規則で定めています。
- ・委員には保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員等のほか、学校や地域の実情に応じて、大学教授等の有識者、教育委員会事務局職員（指導主事・社会教育主事等）等も考えられます。

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5』より

館林市立第一小学校 【担当：内藤】

電話 0276 (72) 4438

メール sho.daiichi@ed-tatebayashi.jp

ご意見、ご質問を受け付けています。

～次回予告『コミュニティ・スクールを導入するメリットは？』～